

平成 30 年度第 3 回江別市上下水道事業運営検討委員会 議事録

日 時：平成 31 年 2 月 12（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 35 分

場 所：水道庁舎 3 階 A 会議室

委員出席者：9 名

木村克輝委員長、桶谷洋幸副委員長、佐藤拓也委員、山田幸喜委員、
塩越康晴委員、千葉幸子委員、石川茂治委員、五十嵐拓也委員、
蛭名悦子委員

事務局出席者：10 名

佐藤水道事業管理者、菊谷部長、田中次長、廣木検査員、岩渕総務課長、
坂総務課参事、高橋水道整備課長、斉藤浄水場長、里下水道施設課長、
五島浄化センター長

傍 聴 者：1 名

1. 開会

委員長： ただいまから、平成 30 年度第 3 回江別市上下水道事業運営検討委員会を開催いたします。

（委員長挨拶）

それでは、まず、事務局から出席状況、配付資料等についてご確認をお願いします。

総務課長： 本日は、古川委員が所要により欠席されることをご報告いたします。

本日の出席者は、委員 10 名中 9 名で、委員会設置要綱第 6 条第 2 項に規定する会議の要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前に送付したものと、本日机上配付したものとなっており、次第のほか資料 1 から資料 5 までの 5 種類です。

資料 1 は「江別市上下水道ビジョン」、資料 2 は「震災への対応策について」、資料 3 は「水道法の一部改正について」、資料 4 は「江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部改正について」、資料 5 は「平成 31 年度予算案の概要について」、以上でございます。資料はお揃いでしょうか。

以上です。

委員長： この委員会は、公開することとしており、委員会録も公開することになっておりますので、よろしくをお願いします。

本日、傍聴希望者がおりますので許可したいと思います。

～傍聴者入室～

2. 水道事業管理者挨拶

委員長： それでは、議事に入る前に委員会の開催に当たりまして、佐藤水道事業管理者からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

水道事業管理者： 皆様、こんにちは。

本日は大変寒い中、大雪にも見舞われ、また何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のことと存じますが、昨年12月、水道法の一部を改正する法律が国会で可決いたしました。

この法案審議に当たり、民間への水道事業運営権の設定が、報道等では、水道の民営化だとして、注目されました。民営化すると、水道料金が上がるのではないかと、もうからないと民間企業は撤退するのではないかと、災害対応は大丈夫なのか、外国では再公営化の流れではないかなど様々な論議を呼んだところです。

それ以外の改正内容は、関係者の責務の明確化や広域連携の推進、適切な資産管理の推進など、従前から国の新水道ビジョンや通達等で示されていた事項が多く、施設台帳の整備や経営戦略の公表など、江別市でも既に取り組んできたものが主であります。

しかし今後、改めて大きな課題となるのは、やはり広域連携と官民連携、この二つであると考えております。

広域連携は、小規模水道事業者の経営難対策であり、スケールメリット、規模拡大や共同化による利を得るには、どのような広域連携が可能なのか、まずは、この問題を最優先に考えていく必要があると思います。

先月下旬、国から都道府県に対し、2022年度末を期限として、広域化推進プランの策定要請がありました。策定事務費が交付税対象とされますので、事実上、都道府県に策定が義務化されたと思います。こうした動きからも、まずは広域化の推進が最優先課題であると受け止めております。

広域化の具体的方法は様々であり、送水管で連結することだけではなく、経営統合や浄水場等一部の施設の共同設置、事務の広域的処理などが考えられ、北海道が主体となって、積極的に広域化を推進しなさいという要請がなされたものです。

江別市は、水量の3分の2は石狩東部広域水道企業団からの受水によっており、既に大半を広域化でまかっています。また、札幌市と連携協定を結んでおり、緊急時連絡管の設置や職員の研修派遣も行っております。

今後、北海道が主体となって策定する広域化推進プラン。国の基本方針が今後示されると思いますので、現時点ではどのように進められるかは不明ですが、道内の自治体は地理的に広域分散型で、自治体間の距離が長く、人口密度が低いという、水道事業には大変不利な環境にあることから、送水管の敷設など施設設備

への投資を必要とするような方法を選択する場合、莫大な費用がかかりますので、難易度はかなり高いと思います。

なお、何らかの形で広域化が進むとしても、民間に運営権を譲渡できるかどうか、これはまた別問題であります。民間運営の件は義務規定ではありませんので、条件が合致して、直営よりも有利と判断した水道事業者が、選択可能とされたもの、つまり、選択肢のひとつとされています。

経営難の小規模水道事業者に民間が参入する可能性はほとんどないと言われており、まずは広域連携、その後、果たして民間運営が可能なのか、有利かどうか、そういう順序ではないかと思います。

夏頃には政令や省令が告示され、国から改正内容に関する指針が示されるとのことなので、具体的な対応は、夏以降になると考えておりますが、安全な水道水を安定的に供給するという基本姿勢から、慎重な対応が必要と考えておりますし、北海道が策定する広域化推進プランには市町村の同意が必要ですので、かなり年月を要すると思います。

なお、下水道につきましても、広域化・共同化・民間活用など、水道事業と全く同様の国の動きがあります。

江別市がこれからどのような方向に進むのか、上下水道ビジョンでは、上江別浄水場の更新に向けた検討を進め、長期的には広域化等の可能性も検討することとしております。浄水場の耐用年数が数十年先であることもあり、何らかの転換を決断するには、かなり長期的な検討が必要になると思います。

水道・下水道事業ともに収益が減少する中、老朽化対策や防災対策などの財源確保、技術の継承など、厳しい情勢ですが、上下水道ビジョンに掲げたとおり、最適な事業運営を迫及し、適切に事業の再構築を進め、今後も健全経営を維持していきたいと考えております。

結びになりますけれども、この上下水道事業運営検討委員会の委員任期は6月末までとなっております。例年の開催状況ですと、本日の委員会が現任期中の最後となる予定です。これまで皆様には水道・下水道事業に対し大変貴重なご意見を頂戴してまいりました。心より感謝申し上げます。

本日の委員会は案件数が多くなっておりますけれども、忌憚のないご意見・ご感想をいただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

3. 議事

(1) 江別市上下水道ビジョンについて

委員長： それでは、3の議事に入ります。(1) 江別市上下水道ビジョンについて、事務局から説明をお願いします。

総務課長： 江別市上下水道ビジョンについてご報告いたします。資料1をご覧ください。

江別市上下水道ビジョンは、現ビジョンの計画期間が平成30年度で終了することから、今後の上下水道事業の将来を見据えて策定したものです。

このビジョンは、今まで水道と下水道を個別に策定していたものを統合し、更に総務省が公営企業に策定を求めている「経営戦略」を盛り込み、上下水道事業の最上位計画として位置づけるもので、2019年度から10年間の目指すべき方向性や実現方策を取りまとめております。

表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

このビジョンは、第1章から第10章までの構成となっており、第5章では「今後の課題」、第6章では「基本理念と目指すべき将来像」を記載し、これをもとに、第7章で「実現方策」を示しております。また、第8章「投資・財政計画」では、今後の収支を見通しており、特に下水道事業会計の経営は厳しくなると予想しております。

次に73ページ、74ページをお開き願います。

策定経過につきましては、記載のとおりでありまして、水道部職員によるワーキンググループを立ち上げ、市民アンケートの実施や計画案の作成を順次行ってまいりました。

昨年1月から2月にかけて、当委員会及び経済建設常任委員会で計画案をご報告し、いただいたご意見の反映、パブリックコメントを経て、このたび最終案がまとまったところです。

今後の予定ですが、誤字・脱字などの最終点検を行い、3月に市ホームページ及び市役所本庁舎1階の情報公開コーナーで公表いたします。

また、水道部広報誌「水鏡」などで、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

委員長： ただいま説明のあった、江別市上下水道ビジョンについて、ご質問等はありませんか。

蛭名委員： さっと目を通して見たのですが、正直ちょっと気になる表現というか、表示があったので、どの辺を指してこのような表現をここに入れているのかということをお聞きしたいと思います。

2ページの「計画の位置づけ」の2段落目、計画期間は2019年度から・・・というところの次の行、「50年後、100年後の将来を見据えて設定し」という表記がありますけれども、この内容のどの辺を指してこの表現がここに入っているのか、教えていただけますか。

水道整備課長： 今のご質問ですが、本編の38ページから「基本理念と目指すべき将来像」という章があって、その次のページから、「安全」、「強靱」、「持続」という目指すべき将来像のテーマに沿って、将来こうなるのが望ましいというところを記載し

ています。39 ページの 5 行目にも書いているのですが、こうなったらいいという、50 年後、100 年後の将来像をそれぞれのテーマに分けて記載しており、「安全」というテーマであれば、水道では、「水源から蛇口まで存在する様々な水道水へのリスクを危害原因から分析し、それらを継続的に監視・対応する水質管理システムにより、水道水の安全性を高め、水質管理水準を向上させている。」など、50 年後、100 年後の理想を掲げて上下水道事業を行っていきたいという理念のお話です。50 年後、100 年後はこうありたいという考えで、この「50 年後、100 年後」という表現としているところです。

蛭名委員： 「将来を見据えて」と書かれていますけれども、今の説明だと、「見据えている」というふうには私は取れなくて、ただ理想的なことを、将来像ということでおっしゃっているように思います。正直言って、水道だけじゃなくて、それこそ日本全体のことを考えても、50 年後、100 年後いったいどうなっているのかということは、誰しも計り知れない部分があるので、ここにこの表現がふさわしいかどうか、私は疑問に思います。

水道整備課長： あくまでも理想というところで書かせてもらっているというところです。

水道部次長： まず、目標をどこに置くのか、自分たちはどういう姿を目指しているのかというところから、議論を始めました。そして、50 年後、100 年後にこうあってほしいという形を自分たちの目指す姿として設定し、その姿を目指すために、この 10 年間何を行うかをビジョンに具体的に書こうということで進めてきました。「見据えて」という表現がそれに適合するかどうかは難しいと思いますが、まず自分たちが目指している姿を考え、次に、この 10 年で目指すべき、行うべきことで作りしましたので、このような表現にさせていただいております。

委員長： 50 年後、100 年後というのはよくわからないという主旨のご質問、ご要望ですか。

蛭名委員： こうやって載せることは簡単ですけども、どうなのかなと思います。

石川委員： お話として、枕詞としてはわかります。ただ、現実問題として、ご指摘がありましたように、江別のこれから、まず 40 年先はどうかということです。想定されている内容としては、少子高齢化という社会に江別もなってくるわけで、そうすると、40 年後に 65 歳以上の人達は 40 パーセントを超えるわけです。そして少子化の中ですから、人口も現在は 12 万人いますが、7 万から 9 万の中に入ってきます。そういう中で、この水道事業なり下水道事業なりがどうなるかということがまず大事だと思います。ですから、言われるように 50 年先、100 年先ということではなくて、当面の、少なくとも 10 年先、20 年先という中で、単位としてはそこで区切って、ビジョンというのは作られていかなければならないだろうと、そうでないと、現実と合致しない、ただ単なる空想の中で良い事ばかりが書かれるということになりかねないと思います。

付け加えますと、申し上げましたように、人口が減るということは収入が減ってくるということですので、連携とかいうお話ですけれども、とりあえずは江別市として、水道事業、下水道事業が、入ってくる収入が極端に減ってくるということを想定した中で、具体的にどういうビジョンを作っていくかということだと思います。したがって、そのところを理想として頑張るという気持ちは十分わかりますけれども、やはり一步一步進めるということも念頭において対応されるということが大事ではないかという気がします。

水道部次長： 委員ご指摘のとおり、具体的な数字は、きちんと根拠に基づいてビジョンを作成すべきだということについては、同じ考えです。人口統計ですとか、水の使用水量につきましては、40年先の数量を算出しまして、それに基づいて計算といたしますか、文章を作成しているところです。収支計画につきましても、今から40年間の収支計画を出して、そのうちの10年間だけをここに載せている形になっていて、実際は40年分の収支計画を作成して、ビジョンを作成しているところです。この50年後、100年後の表記については、私たちとしては、あくまでも目指すべき方向性、理想とするところは必要ではないか、自分たちが目指す方向性はここであると目標を作ることが非常に重要なのではないかと考えおきまして、それに基づいて、目指すべき将来像というものを作らせていただいております。合わせて、数字につきましては、40年間分の数字の根拠を算出いたしまして、それに基づいて作成しているところです。

委員長： 私の印象というか、おふた方の意見を踏まえての提案は、確かに、10年後までの話というのは収支等で細かな記載があるのですが、その10年後の達成状況というのが、50年先に目指しているところと比べてどういうふうに位置付けられるかということが明確じゃないということがあって、たぶんおふた方の意見があると思います。ですから、50年先を予測するというのは難しいというか、不可能なのかもしれませんけれども、ただ、想定はされているわけですから、その想定されている50年先に対して、この10年先の達成というのがどう位置づけられるかということ、説明なり記載が少しでもあると良いのではないかと思います。

水道部次長： 自分たちが目指すものがどこであるかを表現すること自体はいいのかなと思います。委員長がおっしゃるとおり、具体的な50年分のスケジュールを書くのが理想なのかもしれませんけれども、その10年後どういう形であるかということにつきましては、随時見直しをしながら、決めていきたいというふうに思っております。現時点での10年後の目標というのは、数値で出してはおりますが。

石川委員： 言葉を変えればいいと思います。「50年後、100年後の将来を見据えて」となっていますけれども、「想定しながら」ですとか。確定して見据えることはできないわけですから、「展望しながら」とかいうことでどうなのかなという気がします。「見据えて設定し」ということになると、断定してしまうわけです。どう考えて

も、これは無理です。

水道部次長： 目指す方向性として持っていて間違いないのかなと思っています。

石川委員： 50年後、政治経済情勢がどうなっているかは想定できないです。修正するのであれば、入れるべきではないと思います。

委員長： その意味では、想定する部分というのは、最悪に近いケースを想定すべきだと思います。

水道部次長： ここに書いてある50年度、100年後の姿というのは、そんなに詳しく細かく書いているものではありませんので、そんなに修正が必要になるとは今のところは考えてはおりません。

石川委員： あまり固執することではないので、お任せします。

水道部長： 今、委員からご指摘をいただきました。将来展望につきましては、過去の本委員会において、やはり将来をしっかりと見据えたうえで詳細の施策を検討していくべきで、具体的にある程度将来の姿をお伝えすべきだというご意見をいただきましたので、これを踏まえて、掲載させていただいたところです。確かに、ご指摘のとおり、50年後、100年後の的確な状況を想定するという事はなかなか難しいとは思っております。このビジョンというのが最上位計画ですけれども、具体的な施策につきましては、市の総合計画、これは10年の計画の中でしっかりと施策を組んでおりますので、そういった計画と整合を図りながら、上下水道としてどういったことを展開していくのかということになります。「見据える」という言葉があまりにも限定した表現だという、委員のご指摘がございまして、表記につきましては、修正ということを検討させていただきたいと考えております。

委員長： よろしいですか。

蛭名委員： 今のが最終のご回答ということでよろしいのでしょうか。

水道部長： 「見据えて」という表現を誤解のないように修正する検討をしたいと思いません。

蛭名委員： 正直、100年後誰も生きていないわけですから。

水道事業管理者： 国が定番で使っている表現のままに近いのですが、「見据えて」ということがしっくりこないのか、100年後というのが極端に長いのか、表現がしっくりこないということであれば、ただいま部長から申し上げたとおり、正確に見通せるかと言ったらそれは無理なわけですから、理想を掲げて書いたつもりですけれども、「将来を見据えて」というシンプルな形、あるいは「将来を展望して」など表現を変えさせていただこうと思います。

ただ、内容については、次長から答弁申し上げたとおり、実際、30年、40年をシミュレーションしたうえでの計画となっております。そのうちの10年分を表現させていただいているものです。いずれにしても、明日議会の常任委員会がありまして、資料を提出済みなのですぐには直せませんが、最終版にする段

階では、どういう表現がいいのか検討し、訂正させていただこうと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長： 私は変えなくてもいいと思っています。「見据えて」のままです。ただ、後ろの方で、確かに「見据えた」ものになっているという説明があればいいのだと思います。不確実性はあるにせよ、50年先、100年先を現段階のベストで見据えてという展望したうえで、10年先こういう状況にあるということが望ましい、好ましいということであればいいわけです。

水道事業管理者： 「見据えた」という表現がよくないのかと。

委員長： でも、見据えたものでないといけないとも思いますし。10年先のことを考えてやっているわけではないということですよ、もちろん。先のことを考えたうえで、10年先はこうあるべきだということだと思ふので。

蛭名委員： 30年、40年とおっしゃったのですが、それくらいの数字を入れていただくのであれば、わかりやすいと思います。ただ、50年、100年となると、50年と100年の間にも50年間という時間の流れがあるわけです。それをひとくりに表現して、50年も100年も同じみたいな表現で良いのかどうか、私はちょっと気になります。10年間の計画に対してのところなのに、急に50年、100年と出て来て、100年先までも？と一瞬思いました。それがとっても違和感というか、市のその計画、私も参加したことがありますけれど、市の方でもそういう表現があったかなって、記憶にはもちろんありませんけれども、市のそういう計画を策定するとき、そういう表現をしたかなと思いました。

水道事業管理者： どうしてこういう話になったかといいますと、管路、管なら管ひとつ取っても、現在の全国の状況でいくと、更新するのに130年かかる計画になっています。そういったこともあるものですから、国は、50年、100年を見据えて作りなさい、という表現を使っているわけです。水道の設備というのは、何年もかかります。長期的にかかってくるし、出来たあとも何十年もかけて維持管理をしていくという特質があるものですから、50年、100年というのは我々水道屋にしてみれば違和感がある表現ではなかったんです。それで使っていたのですが、あくまでも、言いたかったことは、超長期的に理想を掲げていけないということ、で、「将来を展望して」とか、「将来のことも考えたうえで」ということを言いたかったのであって、50年、100年ということにこだわっているわけではないです。

委員長： では、例えば、現在の文書の50年、100年というのを、30年、40年というふうにするのはどうでしょうか。それでは短すぎるのでしょうか、ビジョンのあり方としては。

水道事業管理者： 特に問題はないと思います。

委員長： それは、蛭名委員の心配されていることと整合しないですか。

蛭名委員： 一般市民感覚としては、50年、100年というのは……。さっきおっしゃったみたいに、管路の補修をするのに、1年間にどれだけできて、それを計算すると百何十年かかるって、前にお聞きしたと今思い出しました。それを考えると、50年、100年もあながちやみくもおっしゃっているのではないとわかりましたけれど、一般市民の方が目にした時に、それがどういうふうにとられるかわからないですけど、10年間の計画なのに50年、100年先のことも考えてすごいと思われるのか、ある意味別の意味ですごいと思われるのか、その辺が一般の感覚的にはわかりにくいと思います。

水道部次長： 管理者が申し上げたとおり、50年後、100年後というのは、超長期的に将来目指すべき姿、理想はこうだということをここにお示ししたかったというのが、本音です。書いている内容も、良質で安全な水道水を安定供給するとか、正常な水道水を安定供給するというので、ある程度ぼんやりした形にはなっていますけれども、あくまでも、理想としてはこういう姿を目指そうということで、ここに記載したという経緯があります。50年後、100年後、本当にピンポイントで目指しているわけではなく、気持ちとしては、自分たちの理想像を書いた章になっているのですが、50年後、100年後という表現がわかりづらければ、超長期的にとかいう表現に変えさせていただくのがよろしいかと思います。

蛭名委員： 今の説明を私は伺えるので納得できるのですが、パッと目にした時に、私みたいにただ文字を追って読んでいくと、ちょっと違和感を感じる方もいらっしゃるのではないかと思います。説明を伺うと、すごくすとんと落ちるのですが、みなさんがその説明をお聞きすることはなかなかできないと思うので、どの方が目にされても納得がいくような表現で書いていただければ、私が質問した主旨というのはその辺のところなので、検討していただいて、どの人にもわかるように書いていただければありがたいと思います。今おっしゃったとおり、将来の展望だったり、理想だったりのことです、と。だけど、この数字、この文章のここを見ただけでは、そういうことが伝わってこないというのが、私の感想です。

水道部次長： 時間軸については、統一したものを書いていなくて、共有するのがなかなか難しいかもしれませんので、それは検討したいと思います。

水道事業管理者： 1か所だけではなく、何か所にも出て来ます。それぞれ違和感があるということであれば、もっとうまく伝わる言葉、長期的に将来を展望してとか、そういう表現でも、こちらと行き違うわけでもないなので、表現を訂正させていただこうと思います。

蛭名委員： ありがとうございます。

委員長： 大事なことだと思いますので、この部分については、表現を少し考え直していただくということで、よろしいでしょうか。

その他、このビジョンについてのご意見やご質問はございませんでしょうか。

(2) 震災への対応策について

委員長： なければ、次に(2)震災への対応策について、事務局から説明をお願いします。

水道整備課長： 資料2の「震災への対応策について」、ご説明いたします。1ページをご覧ください。

1の胆振東部地震に係る災害等の概要につきましては、地震による上下水道の被害状況を記載しております。内容につきましては、前回の上下水道事業運営検討委員会と重複しておりますので、説明は省略させていただきます。

2. 今後の対応等について、説明します。

(1) 停電対策についての震災時対応等の現状としましては、上江別浄水場・江別浄化センターで、2回線受電方式を採用しています。

震災時の対応は、上江別浄水場では、仮設発電機の確保を国へ要請し、この発電機により早期に運転を開始しております。浄化センターでは、管内貯留と、浄水場と同じく仮設発電機で対応しました。

今後の対応で、平成30年度の取組としては、仮設発電機の手配に係る関係機関と協議を実施しておりまして、災害時に仮設発電機をリースするためのマニュアルを作成済み。また、接続ケーブルを購入するなどの対応をしております。

庁内関係部局と協議につきましては、危機対策室に浄水場・浄化センターが必要とする大型発電機の共通認識など連携強化を図っています。

次年度以降につきましては、電源対策に関する調査研究のための基礎調査委託を平成31年度に予定しています。また、水道庁舎、浄水場、浄化センター事務所用の照明やパソコンなどの電子機器電源を確保するため、小型発電機を購入する予定です。

2ページをご覧ください。次に(2)応急給水対策について、震災時の対応等の現状としましては、緊急貯水槽を避難所となる公園や学校など市内6か所に設置しました。平成29年度には、江別市・札幌市緊急時連絡管を整備し、大麻地区の一部と厚別区の一部で水道水を相互融通出来るようになりました。

震災時の対応としましては、広域的な災害であり人員確保が困難でありました。そのような中、緊急貯水槽6か所を含む9か所の給水所を開設し、利用者数は約26,000人でした。給水所では一時的な混雑があり、農村地域の給水所が未開設となるなどの状況となりました。また、自治会による高齢者等への個別給水活動などの支援がありました。

今後の対応で平成30年度の取組としては、緊急時応急給水栓を大麻西地区センターに設置、12月に完成しております。高齢者等への個別給水については、庁内の関係部署の対応方法を再確認しております。

給水袋は、今回の対応で全て使用したことから、今年度に2,600枚を購入、今

後、計画備蓄枚数 33,000 枚を目標に計画的に購入します。

給水所の開設箇所を増および混雑緩和のため、人員配置及び資機材の見直しを検討します。

次年度以降につきましては、緊急時応急給水栓を、(大麻西地区センターに続き)上江別小学校に設置する予定です。また、給水所の開設と混雑緩和の取組としましては、給水タンクと給水栓を購入、緊急貯水槽では電動ポンプを増設し、給水能力の向上を目指します。

給水袋は平成 31 年度に 10,000 枚を補充し、以降も計画的に購入していきます。給水所の冬期対策につきましては、冬期訓練を実施した際の課題となっており、テントの設営による防雨・防寒対策や、ジェットヒータを設置し凍結対策するなど検討しています。

広報による PR 活動としましては、水の備蓄や給水容器の準備、マンションでの停電対策や停電時及び断水時のトイレの使用方法等を、広報えべつや HP (ホームページ) などで PR します。

3 ページをご覧ください。(3) 集合住宅等における断水対策等について、震災時の対応等の現状としましては、集合住宅等の給水方式は所有者が選択しており、市では申請時に給水方式の長所、短所を含め説明をしています。

震災時の対応としては、停電により、受水槽方式や直結加圧方式の集合住宅等でポンプが停止し断水したことから、上江別浄水場配水区域外の野幌・大麻地区に応急給水所を開設し対応しました。

今後の対応ですが、今年度、江別市水道部要覧の改訂にあわせ、マンションにおける停電対策等を掲載予定でありまして、来年度以降も、広報誌やホームページで PR する予定です。

(4) 下水道マンホール周りの路面状況については、前回の上下水道事業運営検討委員会で報告した内容です。マンホール周りで陥没等あった場所につきましては、砂利で埋め戻したあと、舗装仮復旧を行い、路面安定後、舗装本復旧は完了しています。

次に、平成 26 年 9 月の断水災害に伴う高濁度対策を記載しております。

今回の震災では使用することはありませんでしたが、平成 26 年 9 月の断水災害を受けまして、これらの改善をしていますので報告します。

次に 4 ページをご覧ください。3. 資機材と応急給水施設の今後の計画について説明します。こちらの表につきましては、資機材と応急給水施設毎(ごと)の、災害時の状況と今後の整備計画をまとめたものとなっています。

2 ページの応急給水対策、今後の対応等について補完するものとなっていますので、主な項目のみ説明いたします。

(1) 資機材の給水袋は、今回の断水対応により在庫がなくなりましたので、33,000枚を目標に計画的に購入します。この目標枚数につきましては、平成26年9月の断水災害後の計画備蓄枚数であります。

給水タンクを、給水所の開設増を目的に購入、緊急貯水槽用の電動ポンプを各2台配置することにより、給水効力を向上させ混雑緩和を目指します。テントにつきましては、給水所の防雨・防寒、凍結対策のため、毎年追加予定です。

(2) 応急給水施設の緊急貯水槽は、平成29年度に対雁小学校敷地に6基目を設置したことにより完了しております。緊急時連絡管は平成29年度に江別市・札幌市緊急時連絡管を設置、大麻地区の一部と厚別区の一部で水道水の相互融通が可能となりました。緊急時応急給水栓は、大麻西地区センターへの設置を平成30年12月に完成しており、平成31年度に上江別地区（上江別小学校）に設置予定です。

私からの説明は以上です。

委員長： ありがとうございます。

ただいま説明のあった、震災への対応について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なし)

委員長： 私から2つお伺いしたいことがあるのですが、停電対策の次年度以降の予定の所で、電源対策に関する調査研究のための基礎調査というのがありますけれど、この調査のための調査というのは、どういうことをやるのでしょうか。委託とありますが、どういったところにこれを委託するのですか。

水道整備課長： 今のところ、この調査というのは、安全安心な水の供給のために、効率的な電源確保を目的としまして、調査研究の委託をする予定ですけれど、今のところ考えている内容としましては、浄水場、浄化センターで採用している2回線受電の信頼性の検証ですとか、発電機のリース以外に電源確保の方法がないか、非常用発電機の設置、こちらも含めて調査研究をしていきたいと、平成31年度にその委託を予定しているということです。

委員長： そうすると、その先があるということですね、今回やったことに基づいて。わかりにくい言い方になっているような気がしたので、「調査研究を委託」でいいのかなとも思ったのですが、わかりました。委託先はどういうところにするのでしょうか。

水道整備課長： そういったいろんな計画を企画する土木系のコンサル、もしくは機械、電気、土木すべてに精通しているコンサルタントです。

委員長： 想定されているところがあるということでしょうか。水道、下水道に限らず、江別市全体で、きっといろんなところでこういった話は共通していると思うので、もし可能であれば、江別市の中でこういうことを取り組まれたらいいのかなと思

ったのですが、やっぱり委託しないと難しいのでしょうか。

水道整備課長： 江別市の中で、電気の技師や機械の技師や土木の技師もいますので、想定されるところはある程度考えることはできるのですが、やはりいろいろなデータ、国のデータですとか、いろいろな電源のデータなどを含めて、自分たちでは調査しきれない部分もありますので、そういったところは専門的な視野で調査してもらおうというところで、委託を考えたいということです。

委員長： 当局と連携されるといいのかなと思いました。

もう1つは、(2) 応急給水対策のところ、人員確保が非常に困難だったという、これは非常に貴重な経験だったと思うのですが、これについての対策というのは何か考えていないのですか。人員確保が困難だったという事実があるので、これに向けて何か対策をしておかなくていいのかなと思ったのですが、該当する今後の対応がないように思います。

水道整備課長： 人員対策については、水道部の中だけではやはり足りない部分がありますので、全庁的に、災害対策本部で足りない部分を補てんしてもらおうということで、災害対策本部も含めて整理していきたいと思います。

委員長： 水道部の中だけではなくて、他の所からの増援を計画に入れるということですね。それを、今後の対応に入れていただくといいかなと思いました。

私は以上ですが、みなさまから何かございませんか。よろしいでしょうか。

(3) 水道法の一部改正について

委員長： では、次に(3) 水道法の一部改正について事務局から説明をお願いします。

水道整備課長： 私から資料3の「水道法の一部改正について」ご説明いたします。1ページをご覧ください。

「水道法の一部を改正する法律」については、国会において平成30年12月6日に可決成立し、同年12月12日公布されたところで、施行は公布日から1年以内とされています。

1の改正の趣旨としましては、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずるもので、内容としましては2の(1)から(5)までの5つの内容からなります。

改正の内容につきましては、概要と市の取組みをそれぞれ項目ごとに説明します。

まず、(1) 関係者の責務の明確化は、国、都道府県、市町村は水道の基盤強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう規定されました。

水道の基盤強化に係る市の取組みとしましては、今後10年間の施策方針を盛り

込んだ上下水道ビジョンを今年度中に策定します。

(2) 広域連携の推進で、国は、広域連携を含む水道の基盤強化のための基本方針を定めること、都道府県は、広域連携の推進役として水道基盤強化計画の策定や広域連携推進協議会の設置などの責務が規定されました。

市のこれまでの広域連携の取組みとしては、石狩東部広域水道企業団から1日約2万m³の受水をしており、北海道や札幌市、石狩東部広域水道企業団とは広域連携に係る合同研究会や意見交換会などを行ってきています。

北海道の地域別会議は、北海道、水道事業者、民間事業者が連携協力して広域化など多様な運営形態のほか、課題解決に向けた情報共有、取組方策の検討などが行われています。

札幌市水道局との合同研究会では、札幌市周辺水道事業者及び日水協地区長都市と実施しており各事業者が抱える課題を把握、共有した上で広域化の実現に向けた取組について意見交換を行っています。札幌市の考える広域化は事業統合や用水供給事業経営ではなく、各事業者との緊急時連絡管の整備や職員の派遣などの連携強化を目指しています。

石狩東部広域水道企業団との広域連携の会議では、構成団体と配水施設管理や水質管理など業務の拡大や広域化についての検討会議が行われています。

2ページをご覧ください。(3) 適切な資産管理の推進は、水道事業者等は水道施設を良好な状態に保つように、維持管理や修繕を実施し、水道施設台帳の整備が義務付けられました。

また、水道施設の計画的な更新に努め、要する費用を含む収支見通しを公表するよう努めなければならないとしています。

市の取組みは、平成16年からマッピングシステムを導入し、水道施設データを毎年更新しており、施設点検も適宜実施しています。

また、アセットマネジメント（※改築更新計画を定め、経営の持続性を担保する資産管理手法）を基に水道施設の更新計画の作成や上下水道ビジョンでの経営戦略を策定し計画的な更新に努めています。

施設の収支見通しの公表についてはH26から5年間の財政計画の公表や、現在、策定中の上下水道ビジョン経営戦略で収支見通しの公表を予定しています。

(4) 官民連携の推進は、地方公共団体が水道施設の所有権を持ったまま、運営権を民間事業者に設定できるような規定が盛り込まれました。

今回の法改正は、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を民営化するものではなく、あくまでも官民連携の選択肢を広げるものであり、メリットがあり、条件が適合すると考える自治体に導入できるようにしたものであります。

市の官民連携の取組みは、浄水場と営業センターで既に運転管理業務と料金の収納業務を一部業務委託しております。

(5) 指定給水装置工事事業者制度の改善は、現行制度は新規の指定のみで、休廃止などの実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生していることから、工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制を導入するものです。

3ページをご覧ください。今後の対応につきましては、国は、平成31年1月25日に広域化の推進方針や当面の具体的取り組みの内容を定める「水道広域化推進プラン」策定の要請を都道府県に通知しており、北海道は2022年度までに広域化推進プランを策定することとされています。

また、国は本年夏頃、政令、省令を公布するとともに、ガイドラインを示し、水道法の一部改正に関する地域説明会を開催する予定です。

次に、指定給水装置工事事業者の更新制導入に伴い、更新手数料等について条例改正が必要となります。この制度の導入で、更新時に会社等の業務内容（営業日、営業時間、修繕対応等）を把握し、水道利用者へ情報提供することにより利便性の向上が図れるようになります。

最後に、江別市の詳細な検討は今後、国から示されるガイドライン等や北海道による「水道広域化推進プラン」の策定状況を踏まえながら、安全で安心な水道水の安定供給を維持できるよう、慎重に対応していく必要があると考えています。

私からの説明は以上です。

委員長： ただいまご説明のあった、水道法の一部改正について、ご質問等はありませんか。

(なし)

委員長： 私から1つだけお伺いします。さっきのビジョンのところでお話ししようかなとも思ったのですが、広域化に関して言うと今回の内容にもありますけれども、やっぱり最後は、安全安心な水道水というところに来るわけです。江別市の場合、千歳川の下流域ですから、上流の方がどうなっているのかということが非常に重要ですよ。ですので、広域化ということ言うと、これからもう少し上流側との連携というのが必要になってくるのかなと思います。今回水道法が言っている広域化というのは、経営とかそういう面での広域化だと思いますが、水質の管理という意味での広域化も大事かなと私は思っています。この水道法のところでお話しする話ではなくて、さっきのビジョンのところでお話した方が良かったのかもしれないのですが、そういった、具体的に言えば千歳市とかそういったところとのそういう水質管理面での広域化で、何かお考えのことはありますか。

浄水場長： 広域化につきましては、石狩東部広域水道企業団の漁川浄水場、これは恵庭にありますけれども、もう1つは、千歳にある千歳川浄水場があります。この2つがありますので、広域化を考えた場合には、1つの案としては、千歳川浄水場系からの供給なり、広域的な供給をするということがあるかなと思います。

委員長： 私の質問の主旨としては、千歳川の水質の管理をもう少し高度化というか高質化するためには、もう少し他の流域の自治体、水道事業体と、下水道も含めてですけれども、連携が必要ではないのかなと思います。水道法と関係あるわけではないのですが、その意味で、さっきのビジョンの方でお尋ねした方が良かったのかなと思ってお話しています。ただ、ここの特別な状況で言えば、千歳川の水質というのかなり生命線みたいなところがありますから、その維持というか、管理のために、広い意味での広域化というのが必要かなと思うところがあって、何か将来展望としてあれば、お考えをお聞きしたいと思います。

水道部次長： 平成 26 年に断水した時は、原因が高濁度だったものですから、濁度の監視ということについては、その経験を踏まえて、千歳川浄水場ですとか漁川浄水場と連携を取ったり、中間に濁度計を置いたりして、水質の監視を強化したところ です。今、委員長がおっしゃいました、その他の水質の管理につきましては、広域化とは別の話かもしれませんが、連携を取れるようなことがあれば、今後検討していきたいと思います。

委員長： そういう計画はあるのでしょうか。

水道部次長： 今のところは計画としてはありませんけれども、水質の管理ということについては、ビジョンでも触れております。上流の水質を知るということは、下流でもある程度予測がつくということになりますので、その辺の連携については強化する方向性で良いのかなと思います。

委員長： 話が脱線してしまうかもしれませんが、南幌町のことも記載がありましたよね、ビジョンの中で。その南幌町の下水処理にコミットしているわけですが、そういった働きかけをもっとやっていくことが、ひょっとすると千歳川の水質の向上につながっていくのではないかと感じるところが個人的にはあります。広域化を進めていくのであれば、江別の水源はやはり千歳川しかないわけですから、広域化の連携先として、水道法で定められているというか、想定されているような経営面での連携先だけではないところも考えていくべきではないのかなと思うところがあって、発言させてもらっています。

水道部次長： 広域化につきましては、国が基本計画を作りまして、北海道が策定プランを作るというような行程を踏まえて、江別市がどうするのかということになっていくと思いますが、水質の管理については非常に重要だと認識をしております。現在は濁度を中心に、水質管理という連携を取ってきたものですから、その枠を越えて、水質管理についてはどういふものが有効であるのか、南幌町、千歳市も含めて検討していくべきだということは、意見として承りたいと思います。

委員長： 水道水の水質は結局、原水で決まってしまうところが大きいわけですから、今までなかなかそういった議論が出てこなかったかもしれませんが、これから、要求というのは上がってくるだろうと思いますので、その時に、上流だから

知らないではなくて、やっぱりこういう広域化の機運が出てきているときに、じゃあ下流側の江別市としても、もう少し上流側の水質をどうにかすることに関与するような流れになればと思います。北海道がリードするようですけども・・・。

水道部次長： 現在も石狩東部広域水道企業団という枠の中では、広域化しておりますので、その中で十分連携を取っていける事柄なのかなと思っております。南幌町さんも含めまして、何ができるか今後検討していきたいと思っております。

委員長： ここで議論すべき内容ではなかったかもしれませんが、南幌や千歳も含めて、議論を進めていただけると良いなと思って言いました。

何か、委員のみなさまから他に水道法に関してはございませんか。よろしいでしょうか。

(4) 江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部改正について

委員長： なければ、次に(4)江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

総務課参事： それでは私から、江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。1の概要ですが、消費税法の改正に伴い、本年10月1日から消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられる予定でありますので、これに伴い条例の一部を改正するものであります。

2の改正する条例ですが、江別市水道事業給水条例、江別市公共下水道条例の2つであり、改正する内容は、消費税率に関する表記である「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

改正の内容は、前回、平成26年の税率改正と同様であり、両条例とも、この3月議会で提案する予定であります。

3の改正後の影響額ですが、現行料金と改正後の料金を記載しておりますので、ご参照願います。

4の施行日ですが、両条例とも本年10月1日とするものであります。

以上であります。

委員長： ただいま説明のあった、江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部改正について、ご質問等はありませんか。

(なし)

(5) 平成31年度予算の概要について

委員長： なければ、次に(5)平成31年度予算の概要について、事務局から説明をお願いします。

総務課長： 資料5の「平成31年度予算案の概要について」ご説明いたします。

水道事業会計予算案は、江別市上下水道ビジョンに基づき、市民生活のライフラインとして、常に安全で良質な水道水を供給するための予算編成としております。

資料の 1 ページをお開き願います。まず、収益的収入及び支出ですが、収入の給水収益は、人口減少、節水機器の普及等により減少傾向にありますが、平成 29 年度決算と平成 30 年度決算見込みを考慮し、前年度当初予算より 223 万 5 千円増の 20 億 7,496 万 8 千円を見込んでおります。

収入合計では、26 億 2,394 万 5 千円を予定しております。

一方、支出では、受託工事費や減価償却費などの増加により、合計では、前年度より 1 億 3,395 万 9 千円増の 23 億 8,303 万円を予定しております。

この結果、収支差引では、2 億 4,091 万 5 千円となり、消費税を整理した純利益は、1 億 3,312 万円となる見込みです。

次に、2 ページの資本的収入及び支出ですが、収入では、出資金や国庫補助金などの増により、収入合計は前年度より 3,199 万 7 千円増の 5 億 2,166 万 1 千円を予定しております。

一方、支出合計は、前年度より 6,554 万 3 千円減の 14 億 4,380 万 1 千円を予定し、この結果、収支差引では、9 億 2,214 万円の収支不足となりますが、内部留保資金などをもって補填する予定です。

3 ページをお開き願います。(2) 業務量ですが、給水戸数は、5 万 777 戸、年間総給水量は、1,087 万 5 千立方メートル、1 日平均給水量は、2 万 9,713 立方メートル、年間総有収水量は、1,012 万 4,292 立方メートルで、有収率 93.1%を予定しており、前年度との比較増減は記載のとおりです。

次に、(3) 主要事業についてですが、基幹管路耐震化事業は、耐震化計画に基づき、大麻送水管等 2,930 メートルを耐震管へ更新予定で、事業費は 4 億 2,210 万 4 千円、配水管整備事業は、老朽管の更新で延長 2,070 メートルを予定し、事業費は 1 億 50 万 1 千円、道路改良に伴う配水管整備で延長 2,790 メートルを予定し、事業費は 1 億 328 万 1 千円、配水施設整備事業では、上江別線テレメータ設置等で、1 億 2,723 万 7 千円、浄水施設整備事業では、上江別浄水場送泥管更新等で 4,092 万円、総事業費では事務費等を含め、8 億 9,992 万 4 千円を予定しております。

続きまして、下水道事業会計予算案の概要について、ご説明いたします。

下水道事業会計につきましても、江別市上下水道ビジョンに基づき、快適な生

活環境、安全な暮らしを実現するための予算編成としております。

資料の4ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入の下水道使用料は、人口減少等により減少傾向にありますが、平成29年度決算と平成30年度決算見込みを考慮し、前年度当初予算より66万7千円増の13億6,662万9千円を見込んでおり、収入合計では、36億761万3千円を予定しております。一方、支出では、委託料、修繕費などの増加により、合計では、前年度より8,130万1千円増の34億7,283万8千円を予定しております。この結果、収支差引では、1億3,477万5千円となり、消費税を整理した純利益は、5,868万9千円となる見込みです。

次に、5ページをお開き願います。資本的収入及び支出ですが、収入では、企業債、国庫補助金の増加により、合計は前年度より1億5,769万4千円増の12億4,481万7千円を予定しております。一方、支出合計では、建設改良費ほかで、前年度より7,058万9千円増の24億340万7千円を予定しております。この結果、収支差引では、11億5,859万円の収支不足となりますが、内部留保資金などをもって補填する予定です。

6ページをご覧ください。(2)業務量ですが、年間汚水処理水量は、1,452万2千立方メートルを予定しており、内訳は、下水道使用量が1,073万2,950立方メートル、南幌町負担分等が378万9,050立方メートルで、比較増減は記載のとおりです。

次に、(3)主要事業についてですが、下段の合計欄で、ご説明いたします。

まず、管路整備では、街路事業に伴う下水道工事等で、1億1,817万4千円、管路施設改築更新では、大麻地区の管路施設改築更新工事等で、2億3,412万円、処理場・ポンプ場施設改築更新では、浄化センター汚水ポンプ機械設備更新工事等で、7億7,460万円、処理場・ポンプ場施設耐震化では、浄化センター・ポンプ場施設地震対策検討委託等で、2,200万円、総事業費は、事務費等を含めて12億392万6千円を予定しております。以上です。

委員長： ありがとうございます。ただいま説明のあった、平成31年度予算の概要について、ご質問等はありませんか。

五十嵐委員： 見方が違うのかもしれませんが、1ページの水道事業会計予算案の概要で、収入の給水収益が、31年度の方が30年度の実績を踏まえてちょっと多くなっているということですが、3ページの(2)業務量で、年間総有収水量が平成30年度予算の方が多いですよね。それで、給水収益は31年度の方が多くなるというのが気になりました。30年度の実績を踏まえて、多くなるのは多くなるのでい

いと思います。有収水量が、水道事業の収入に係る水の量ということですよ。業務量の年間有収水量は減っているのに、予算が上がっていても、大丈夫なのではないでしょうか。他に給水収益に係るものがあるという理解でよろしいのでしょうか。

総務課参事：平成31年度の給水収益ですが、10月以降は消費税10%でみています。この金額は税込ですので、その分、増えています。

五十嵐委員：承知しました。ありがとうございます。

委員長：関連しまして、有収率が約2%下がっているというのはどういうことでしょうか。どういう予測ですか。かなり大きなインパクトになっていると思うのですが。

総務課長：ここ数年95%前後で推移しているということで、かなり漏水が少ない状態ですけれども、できすぎているのかなという不安要素もあるものですから、過去数年の平均を取って、平成31年度については93.1%と、ちょっと安全にみております。

委員長：何年かは95%で来ているんですよ。

総務課長：そうですね。ここ2年くらいは95%くらいではあります。

委員長：でも、93%くらいになっているであろうということですか。

総務課長：なっているというよりは、それくらいになっても耐えられる予算編成にしているということです。ちょっと安全性をみております。

委員長：わかりました。その他、何かございませんでしょうか。

五十嵐委員：関連して。そうすると、ビジョンの71ページに有収率がパーセントで、2015、2016、2017と載っていますけれども、2018を入れるとしたら95%くらいになるのではないかと、そして、31年度は93.1とみますという話ですけれども、これは10年間で、2028年度の目標値は95%なので、何とかしてそこまで上げていきますよという計画、これとこれってやっぱりリンクしますよね。31年度に関しては、今までがちょっと多かったかもしれないから少なくしておきましょうと、それはそれでいいと思うのですが、あと10年の間には、95まで、目標として95%で定めているから、そこまで何らかの施策等々によって上げていきましょうと、そういうことでよろしいでしょうか。

総務課長：給水収益の根幹となる有収率ですので、目標としてはやはり、高く持つということになると思います。ここ数年95%を超えていて、老朽管の更新とかも進んでいますので、その影響もあるのかなというところですが、もう少し有収率の推移を見ながら、目標を常に達成できるような方向に持っていきたいと考えておりますので、31年度は少し安全性をみておりますけれども、目標はあくまでも95%に持っていくというようにしています。

委員長：ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。
(なし)

委員長：先程の震災対応のところに関連するのですが、給水袋を何年かに分けて購入す

るという話がありましたが、あれをまとめて購入する余裕はないのでしょうか。3万枚くらいですか。今空っぽになっているので、1年に2,500枚ずつ購入していくようになっていたと思いますけれども、すぐに来てもおかしくないわけですから、予算に余裕があるのであれば、その目標の枚数を速やかに予算化して購入するべきではないかと思うのですが。

水道整備課長： 給水袋には使用期限というものもあって、今年度の予算分としては、2,600枚を購入していますが、2,600枚では心細いというところで、来年度はとりあえず1万枚を購入する予定でいます。

委員長： 使用期限があるのはわかりますけれども、ただ、起こってしまった時に、足りなかったで済むような話ではないと思うので、価格と使える予算の兼ね合いとは思いますが、検討していただければと思います。

水道整備課長： それについては、使用期限というのにも考えのうちにはありますけれども、日本水道協会の支部での給水袋の支援というところで、カバーしていきたいと考えております。

委員長： そうですか。ちなみに、価格はいくらするのでしょうか。

水道整備課長： 10ℓのもので、1枚だいたい300円くらい、6ℓのもので400円くらいです。

委員長： 3万枚で1千万円くらいですよ。今の予算規模の中で、そんなにインパクトのある金額ではないように思うので、購入してもいいのかなと私は思いますけれども。

水道事業管理者： 私ども、安平町に給水支援を行いました。その時に帰ってきた者からの報告では、基本的に給水袋を支給するのではなくて、各家庭から容器を持参していただきまして、なおかつ給水そのものも町民の方が自ら行うというやり方を取っていたわけです。それで、さっき説明の中にも入っていましたが、説明で強調していないので流れてしまいましたけれども、給水容器の備蓄と準備ということについて、これから市民のみなさんに呼びかけていきたいと考えています。1回で消耗する金額としてはあまりにも大きいので、可能な限り、給水タンク等を備えていただき、それをご持参していただく方法を、普段から、平素から呼びかけていきたいと考えています。今回も日本水道協会の関連市、あるいは町からご協力いただきまして、遠くは函館から持って来ていただいたということもあります。今後のことになろうかと思えますけれども、1つの市町村で全部を賄うというのはなかなか厳しいものですから、相互の応援体制について、私ども機会あるごとに、これからも協議していきたいと思えます。まずは、今年度買った2,600枚に来年度1万枚を足して、できるだけ備蓄を進めてはまいりますし、2,500枚と申し上げましたけれども、少し繰り上げるようなことも含めて検討させていただきます。

委員長： 本当にタンクの使用がうまくいけば、もちろん安平町みたいになるとは思いますけれども、実績として、この前無くなってしまったわけですから、周知の方法については、ぜひご検討いただければと思います。みんな忘れてしまうと思います、その重要性みたいなことを。

蛭名委員： 今のことに関連して、可能か不可能か私はわかりませんが、私の知り合いの人で、停電時に給水を受けるために、容器を購入しようと思って近くのホームマックに行ったら、容器はもちろん売っていないということで、買えなくて、袋をいただいたのかどうかそこまでは聞きませんでしたが、売っていなかったという話は後から聞きました。それで、ありがたいことにホームマックとジョイフルエーカーですか、市内にはそういう大きなホームセンターが 2 店舗、ホームマックはもう一つ野幌にも前からあるのがありますけれども、そういうところと何かそういう災害対応の連携というか、そういうことで、そういう時には持って来てもらうと助かると思います。安平町でもそうだったという話でしたけれども、売っていないものは買って行けない、普段から家に置いておいたら、それは耐用年数とか、自分のうちのことだから、何年前に買った容器であろうがいいのかもかもしれませんけれども、用意しておくのに越したことはないでしょうけれども、いざという時に買おうと思っても買えないという現実があったわけですので、持って給水所に行きたくても行けなかったわけなので、その辺で、ホームマックとかジョイフルエーカーみたいなところと災害時対応のそういうことを協定というか、できることはないでしょうか。

水道事業管理者： 災害時に売り切れて無かったということは我々も承知しております。問題は、やはり災害時では遅いということだと思います。なぜ我々が備蓄できないのかと言いますと、猛烈な量にかさが張るので、我々としては備蓄は到底不可能だと思っています。ですから、平素から呼びかけて、普段から持っていたかかないと、災害時だと大きなトラックに詰め込んでもさほど数は入らないです。それは給水袋の良い点で、給水袋はコンパクトになりますので、トラックに何千枚と積むことができますけれども、タンクになると、個数がごく限られます。ですから、普段からこまめに流通していくような方法というか、やはり我々の呼びかけが、災害時ではなく普段どれだけ呼びかけられるかというところにかかっているのではないかと考えています。場合によっては機会を見て、キャンペーンのようなことができないのか、危機対策室でも連携協定を結んでおりますので、そういったものも含めてできないか、危機対策室と相談してみたいと思います。

委員長： よろしいでしょうか。その他ございませんか。

塩越委員： 先ほどの、何かあって足りないときに、他の地域から提供いただいているというのは、これは結局返さなくていいわけですね。返す義務はないのでしょうか。

総務課長： 箱単位で使わなければお返しすることはできるのですが、箱を開けた分は、

代金をお支払いすることになります。無償ではないです。

水道事業管理者： 日本水道協会には北海道支部もありますし、それがまた細かく地域に分かれています。最初から災害時の応援協定が行われていまして、応援はもちろんしますけれども、有償ということで、水をいただければ水も、人件費も、トラックの軽油代もすべて計算してお支払いするルールになっております。これまでもそうですし、これからもそれは変わらないと思います。

塩越委員： その予算というのは、また特別な災害時の予算で対応するのでしょうか。

水道事業管理者： 今回は持っている予算では足りなかったもので、補正もさせていただいて、それで対応させていただきました。

委員長： よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(なし)

委員長： 細かいところで恐縮ですが、下水道事業の方で、収入と支出でそれぞれ増減率が高いものがあります。例えば収入の方で、その他収益が倍増近くなっています。これは何で収益が上がっているのでしょうか。

総務課長： これは、消費税の還付金とか、工事で発生した不要物の売却ですとかで増えているものです。

委員長： その他営業費用というのも数字がかなり大きくなっていますけれども、これも消費税が絡むのでしょうか。

総務課長： これは、固定資産の除却が増えています。

委員長： そうなのは、営業費用としてみられるのでしょうか。

総務課長： はい、営業費用です。

委員長： そうですか。わかりました。

その他、みなさまからご質問等ございませんでしょうか。

(6) その他

委員長： なければ、次の(6)その他について、事務局からお願いします。

総務課長： 今年度の委員会は、今回で終了となります。来年度は7月に改選の時期を迎えるため、各団体からの推薦や市民公募等の事務を行う予定ですので、その際にご協力をお願いしたいと存じます。

この2年間、上下水道ビジョンの策定や災害対応などについて、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。今後も、江別市の上下水道事業に対しまして、ご支援ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

4. 閉会

委員長： 全体を通して、何か、ご質問、ご意見等ございませんか。

なければ、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたので、これを

もちまして、平成 30 年度第 3 回江別市上下水道事業運営検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。